

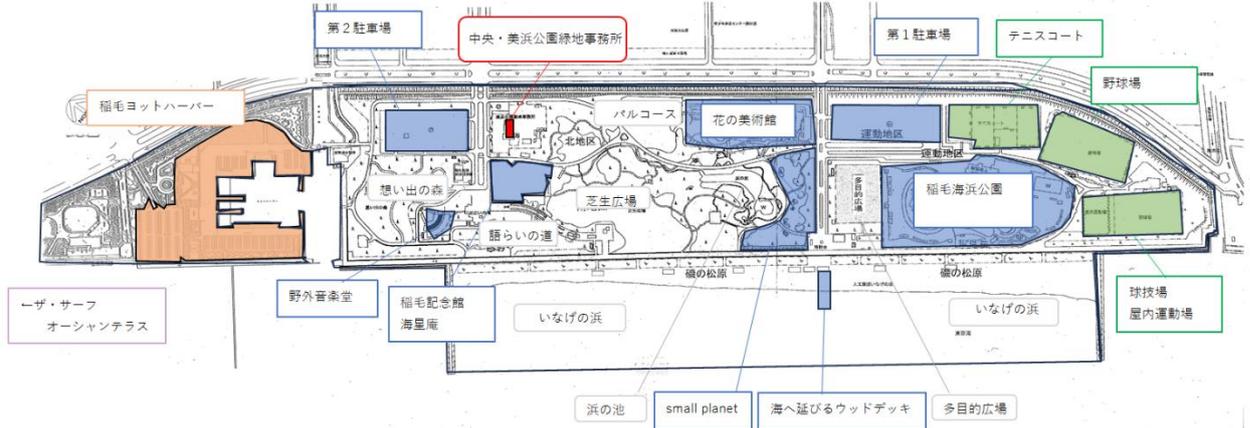
写真・動画の撮影手続きの流れ

- ・趣味の範囲での撮影（コスプレ撮影※含む）の場合には手続きは必要ありません。業としての撮影を希望される方は、下記手順で申請手続きをお願いします。
- ※申請の有無に関わらず、トイレ内での着替えはできません。また、過度に露出度の高い服装はできません。また、鋭利に見える剣の模型など一般の公園利用者が危険を感じる小道具に関しては、振り回さないなど取り扱いにご注意ください。
- ・他の公園利用者に迷惑がかかる内容や、公園内での禁止行為が含まれる撮影は許可できません。（例：長時間広範囲を占有し通行の支障になる撮影等）
- ・判断に迷う場合は、電話等によりお問い合わせください。

1 撮影場所の決定

下の管理区域図やパンフレット等を参考に、撮影場所の候補を決めてください。

着色されている区域は、千葉市以外の会社等が管理しています。使用を希望される場合は、直接可否を管理者に確認した後で、千葉市への申請をお願いします。



凡例	施設名称	管理者	問合せ先	
			電話番号	定休日
■	海へ延びるウッドデッキ、プール、第1・第2駐車場	(株) ワールドパーク連合体	043-247-2771	—
	稲毛記念館、海星庵、野外音楽堂		043-277-4534	月
	small planet CAMP & GRILL		080-3541-7187	—
	花の美術館		043-277-8776	月
■	スポーツ施設（屋内運動場、球技場、野球場、テニスコート）	スポーツクラブNAS (株)	043-247-2443	—
■	稲毛ヨットハーバー	(公財) 千葉市スポーツ協会	043-279-1160	火
区域外	ザ・サーフ オーシャンテラス レストラン	(株) ディアーズ・ブレイン	043-279-4155	—
	上記を除く全ての区域（いなげの浜、芝生広場他）	千葉市	043-279-8440	土日祝
■	中央・美浜公園緑地事務所			

※定休日が祝日と重なる場合や、年末年始等、上の表に記載の定休日と異なる場合があります。

2 撮影希望日時候補の決定

- ・撮影の2か月前から7営業日前（土日祝日除く）までに申請が必要です。
- ・撮影希望日のイベント等の予定をお伝えしますので、必要に応じて電話（043-279-8440）でお問い合わせください。
- ・申請後の申請者都合によるキャンセル・返金はできません。天候等で延期の可能性がある場合は、予備日（平日）の設定が可能です。

3 千葉市への相談・申請

* 申請・問い合わせ先 千葉市 都市局 公園緑地部 中央・美浜公園緑地事務所
TEL 043-279-8440 FAX 043-278-6287
Email chuo-mihamako-en-ss@city.chiba.lg.jp

* 申請書類様式 [「申請書類ダウンロード」](#) からダウンロードしてください。

1 記念写真撮影（婚礼前写真、家族写真、コスプレ写真等）

記載例を参考に、行為許可申請書を提出してください。

2 動画撮影・商用写真撮影（番組撮影、映画撮影、MV撮影等）

- ①企画書・台本等、撮影内容がわかる資料を中央・美浜公園緑地事務所あてメール等で送付のうえ、電話相談（043-279-8440）をお願いします。
- ②記載例を参考に、行為許可申請書を提出してください。

4 料金の納付

- ・申請受理・納付書発行手続き後、電話等により料金納付のご案内をします。納付書またはペイジーにより料金を納付してください。
- ・納付書は中央美浜公園緑地事務所の開所時間（午前9時～午後5時半）に受け取りに来ていただき、近隣の金融機関にてお支払いいただく方法になります。
- ・ペイジーはインターネットバンキングもしくはATMでお支払いいただける方法になりますが、領収書は発行されませんのでご注意ください。

（詳しくは <https://www.city.chiba.jp/kaikei/pay-easy-noufuhouhou.html> をご覧ください）

- ・納付完了後、領収済通知書の写しや確認画面のスクリーンショットなど、納付が完了したことがわかるものをメールやFAXで送付するか、持参してください。
- ・料金は、静止画：330円／カメラ1台、動画：3300円／2時間1コマです。（※令和7年3月1日時点の金額。消費税込み。今後条例改正により変更になることがあります。）

5 許可証の受け取り・撮影

- ・撮影が始まる前に中央・美浜公園緑地事務所の窓口で許可証を受け取り、撮影中は許可証を携帯してください。
- ・土日祝日に許可証の受け取りを希望される場合は、午前10時から11時、午後2時から3時は可能です。
- ・土日祝日に急に受け取りの予定を変更する場合は、休日専用ダイヤル（043-277-1727）にご連絡ください。

留意点

- ・申請後の申請者都合によるキャンセル・返金はできません。
- ・撮影の7営業日前（土日祝日除く）までに申請が必要です。逆算して申請してください。
- ・ドローンを使用する場合は事前協議が必要です。

詳しくは「[都市公園内におけるドローンを使った撮影等許可手続き](#)」をご覧ください。

※CM・映画撮影、イベント開催に伴うもの以外は許可できません。

- セットやテント等の設置物がある場合や、区域を区切って人止めをする場合は別途占用許可申請が必要です。
- 納付書・許可証は平日9時から17時半までの間に中央・美浜公園緑地事務所（管理区域図上赤色箇所、千葉県美浜区高浜7-2-1）の窓口でお渡しします。なお、切手を貼った封筒を送付いただければ郵送による手続きも可能ですが、郵送の時間を考慮して申請してください。
- 行為許可は、公園内の占用を認めるものではありません。他の公園利用者と譲り合ってお使いください。